

家族が亡くなったときの手続き

和光市



この冊子の使い方

ご家族が亡くなり悲しみのなか様々な手続きを行うとき、もしくは生前からの準備として手続きを知るために、この冊子を作成しました。

この冊子が、皆様のお手続きに少しでもお役にたてることを願っております。

和光市役所での手続き

死後の手続きは、まず市役所への届出を行うことから始まります。

はじめに行う、市役所関係の手続き一覧です。

市役所以外の手続き

市役所以外での一般的な手続きの一覧です。手続きをすすめるうえで、ご利用ください。

期限別お手続き一覧

市民の皆様からいただいた相談を参考に作成した、各種手続きの【期限別】の一覧表です。

相続に係る諸手続き

相続の手続きをすすめるうえで役立つ情報です。

和光市役所 ☎ 048-464-1111 (代表)

この冊子の使い方	P.1
手続きの一般的な流れ (目安)	P.2
生前からの準備	P.3
よくある質問	P.4
和光市役所での手続き	P.5
委任状	P.19
市役所以外の手続き	P.22
和光市無料相談のご案内	P.23
《期限別お手続き一覧》 家族が亡くなった時の手続き	P.25
相続に係る手続き一覧	P.28
家系図 / 故人の財産について	P.31
銀行口座凍結時の解除の方法	P.33
相続登記の義務化について	P.35
法定相続情報証明制度について	P.36
改葬・墓じまいの手続きについて	P.37

手続きの一般的な流れ（目安）

		届出	相続	税金	参照ページ
生前		遺言書もしくは、資産一覧表、契約状況、アカウントやパスワード等の一覧表作成			P.3
死亡した日から	7日以内	・死亡届	—	—	P.25
	14日以内	・世帯主変更 ・健康保険の手続き	—	—	P.5 P.7
	3ヶ月以内	・年金等の手続き ・公共料金等の手続き	・相続人確定のため戸籍取り寄せ ・遺言書をさがす ・相続財産を調べる ・相続放棄や限定承認	—	P.5 P.9 P.22 P.26 P.28 P.29
	4ヶ月以内	—	—	・所得税の準確定申告	P.17 P.27
	10ヶ月以内	—	・遺産分割協議書作成 ・相続税納付のための遺産分割後の財産の払戻し、解約、名義変更	・相続税の申告	P.17 P.29 P.30
	1年以内	—	・遺留分侵害額請求	—	P.30
	3年以内	—	・相続した土地・家屋の登記	—	P.22 P.30 P.35
その他	その他の期限、または期限のない手続き	・遺産分割後の財産の払戻し、解約、名義変更	—	P.27 P.30	

和光市で必要な手続きについては5ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載しています。

生前からの準備

内容		問い合わせ・手続き先	備考
遺言 (子のない夫婦は遺言で相続が簡便になる)	自筆証書遺言は自筆で文言を書き(財産目録はパソコン等で作成可能)、日付と氏名を署名して押印し、自宅もしくは法務局に保管する ※法務省ホームページに書き方の詳細説明あり	自宅	自宅に置くと、発見されない可能性があり、発見後は開封前に家庭裁判所での検認が必要で遺族に手間がかかる。
		法務局	法務局に自筆証書遺言を保管(手数料3,900円)すると検認不要で遺族に確実に伝わる。
	公正証書遺言は、最寄りの公証役場で作成依頼する	公証役場	公証人手数料は、財産が500万円～1000万円なら17,000円、財産が1000万円～3000万円なら23,000円。他に証人を紹介依頼すると手数料6,000円がかかる。
契約を整理	冠婚葬祭互助会を使わない場合は、退会して清算する	加入している冠婚葬祭互助会	—
	財産目録(預金、株、保険、不動産、動産)を作っておく	自宅	パソコンで作成したものでも遺言に使用可能。
	クレジットカードや銀行口座引落としの契約を記録しておく	自宅	通帳がない銀行については、取引履歴を保存する。
	インターネット上のサービスについて、アカウント情報やパスワードを明記しておく	自宅	有料月額利用サービス等の契約名称を記録。パスワードは記号と数字が混同しないように記載。
同居家族の生活費	同居家族が適切に金銭管理できる場合	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 年間110万円までの贈与は無税であり、2024年からは相続時精算課税に年110万円の控除が新設。 法務局保管遺言や公正証書遺言に記載があれば早期に口座の名義変更ができる。
	同居家族が金銭管理できない場合	委託者死亡後に受益者に払い戻される遺言代行信託等を利用	信託銀行
物品を整理	・「自分の宝は人のゴミ」なので、持ち物を整理しておく	不用品回収や買取業者	一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要。
	・「何でも買い取る」という電話勧誘や無許可業者には要注意		買取業者は「古物商許可」が必要。買取金額は、相場や在庫により金額が変動するので、数社から見積もりを取り、適正な業者に売却をする。

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

よくある質問

Q1	死亡届を出したかわかりません。どうすればわかりますか
A1	火葬許可証は、死亡届と引き換えに渡されますので、火葬が済んでいたら死亡届が提出済みです。
Q2	死亡届を市役所に出しましたが、別途住民票を消除する手続きが必要ですか
A2	死亡届のご提出により、住民票は自動的に消除されるため手続きは不要です。なお、お亡くなりになられた方を除いた新しい世帯に配偶者の方がいらっしゃる場合は、世帯主変更届は原則不要です。世帯主変更届に関しては5ページをご確認ください。
Q3	本籍とは何ですか
A3	戸籍が置かれている場所のことです。戸籍を管理している市区町村を「本籍地」といいます。住民登録地と同一とは限りません。
Q4	戸籍の筆頭者とは何ですか
A4	戸籍の始めに記載される方のことです。この筆頭者の姓（氏）が在籍者全員に及びます。
Q5	本籍及び筆頭者はどうすればわかりますか
A5	本籍及び筆頭者を載せた住民票の写しを申請していただければ、本籍及び筆頭者がわかります。
Q6	死亡に伴う手続きにおいて、必要となる戸籍謄本や住民票の写しの枚数は何枚ですか
A6	必要枚数は、お亡くなりになった方によって異なります。提出先にお問い合わせいただき、必要枚数をご確認ください。原本が返還される場合とされない場合がございます。お客様の中には法定相続情報証明制度を利用される方もいらっしゃいます。 ※法定相続情報証明制度に関しては36ページをご確認ください。
Q7	死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか
A7	和光市が本籍地で和光市に死亡届を提出された場合、1週間から10日程度（土日祝日・GW・年末年始等を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。 また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日にちが異なります。
Q8	故人の出生から死亡までの戸籍謄本を集めていますが戸籍謄本を取得する方法を教えてください
A8	戸籍謄本は郵送請求や広域交付での請求が可能です。これまでは本籍地へ請求しなければ戸籍謄本の取得ができませんでしたが、令和6年3月より始まった広域交付制度により最寄りの市町村の窓口で出生から死亡までの戸籍が取得できるようになりました。 請求できる方は故人の配偶者や直系尊属・卑属です。請求のさいには、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料が必要になります。詳しくは和光市のホームページをご確認ください。なお郵送請求の方法については本籍地の市区町村へお問い合わせください。

和光市役所での手続き

必要となる手続き等は、亡くなられた方の状況によって異なります。該当のある場合は、手続きを市役所以外での手続きについては、22ページをご確認ください。

※亡くなられた方の住所が和光市以外の場合は、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
住民登録・戸籍・交通災害共済見舞金等	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カード	亡くなられた方がマイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードの返還義務はありませんが、市でカードの処分を希望される場合は返還できます。 ※マイナンバーカード返還後はマイナンバーを確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返還いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返還または破棄してください。
	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届	世帯主の方が亡くなられた場合、和光市では原則、死亡届ご提出の際に新世帯主の指定がある場合を除き、配偶者がいる場合は配偶者、配偶者がいない場合は住民票の記載順位が世帯主の次の方を新世帯主として、変更登録をしています。 ※上記以外の方を世帯主にしたい場合は、世帯主変更の届出が必要です。
	<input type="checkbox"/>	戸籍・住民票の請求	●住民票：亡くなられた方の住民登録地で発行します。 ●戸籍謄本：亡くなられた方の本籍地で発行、もしくは最寄りの自治体にて広域交付をご利用ください。 ※亡くなられた記載が反映するまでに1週間から3週間程度かかります。 ※戸籍謄本の広域交付については4ページをご確認ください。
	<input type="checkbox"/>	交通災害共済見舞金の請求	交通災害共済加入者が交通事故により亡くなられた場合 ※ケースにより対象とならない場合があります。
	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	亡くなられた方が有効期間中のパスポートをお持ちだった場合

お願いします。

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード 来庁される方の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） 	ご遺族等	市役所1階 戸籍住民課 住民担当 ☎ 048-424-9112	—
<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード） 来庁される方の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） 	ご遺族等		—
<ul style="list-style-type: none"> 届出される方の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） 	現世帯主（世帯主の死亡により新世帯主となった方） または新しく世帯主になる方		—
<ul style="list-style-type: none"> 請求者の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） <p>※亡くなられた方と請求者の関係性を確認できる戸籍謄本等の資料や、住民票の使用目的を確認できる資料の提示が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p>	※詳しくはお問い合わせください。		—
<ul style="list-style-type: none"> 会員証 通帳 交通事故証明書 戸籍謄本及び死亡診断書 <p>※必要書類が異なりますので、書類を用意される前にお問い合わせください。</p>	ご遺族等		交通事故にあった日の翌日から2年以内
<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方のパスポート 名義人が死亡した事実がわかる書類（戸籍（除籍）謄（抄）本の原本、住民票の除票の原本、死亡診断書の写し、埋葬許可証の写し） 届出される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） 	ご遺族等		—

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
国民健康保険・後期高齢者医療保険	<input type="checkbox"/>	資格確認書等の返還	国民健康保険被保険者または後期高齢者医療保険被保険者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求	国民健康保険被保険者または後期高齢者医療保険被保険者の方が亡くなられた場合、喪主の方に支給されます。
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険給付に関する相続人申立書	国民健康保険に加入している世帯主が亡くなり、高額療養費等が該当になる場合
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険給付・保険料に関する相続人申立書	後期高齢者医療保険に加入している方が亡くなり、高額療養費等が該当になる場合
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険料の納付・還付	後期高齢者医療保険料の納付が済んでいない場合や、還付がある場合は通知書を発送します。
介護保険	<input type="checkbox"/>	被保険者証の返還	65歳以上または40～64歳までの被保険者証の交付を受けた方が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	介護保険給付・保険料に関する相続人申立書	65歳以上または40～64歳までの被保険者証の交付を受けた方が亡くなられた場合（後期高齢者医療保険の手続きで提出済の場合は不要です。）
	<input type="checkbox"/>	介護保険料の納付・還付	介護保険料の納付が済んでいない場合や、還付がある場合は通知書を発送します。

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 または後期高齢者医療資格確認書等	どなたでも可	市役所1階 保険年金課 【国民健康保険の場合】 国民健康保険担当 ☎ 048-424-9127 【後期高齢者医療保険の場合】 年金後期高齢者医療担当 ☎ 048-424-9151	—
・会葬礼状または葬儀の領収書で喪主の氏名が記載されたもの ・喪主の口座情報がわかるもの	葬祭執行者		葬祭を行った日の翌日から2年以内
・相続人申立書 ・相続権が確認できる書類（戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書等）	相続人		相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月を目処
・相続人代表者の口座情報がわかるもの ・相続人代表者の印鑑	相続人		相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月を目処
—	相続人等		納付：納付期限まで 還付を受ける権利：2年
亡くなられた方の介護保険被保険者証	どなたでも可	市役所1階 長寿あんしん課 介護保険担当 ☎ 048-424-9125	—
・相続人代表者の口座情報がわかるもの ・相続人代表者の印鑑	相続人		相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月を目処
—	相続人等		納付：納付期限まで 還付を受ける権利：2年

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
障害福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還届	身体障害者手帳の所持者、療育手帳の所持者や精神障害者保健福祉手帳の所持者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給資格喪失届	重度心身障害者医療費受給者証の所持者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届	手当受給者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当・特別障害者手当(福祉手当) 資格喪失届	各手当受給者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当資格喪失届	受給者または児童が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金請求、弔慰金請求	心身障害者扶養共済制度の加入者または対象障害者が亡くなられた場合
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給されていた方が亡くなられた場合	年金の種類によって手続きの要・不要、手続き先、手続きの期限等が異なります。 ※手続き等の詳細については、お問い合わせください。
	<input type="checkbox"/>	年金に加入中・受給前の方が亡くなられた場合	加入状況によって手続きの要・不要、手続き先、手続きの期限等が異なります。 ※手続き等の詳細については、お問い合わせください。

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 届出人の印鑑 	相続人等	市役所1階 障害福祉課 障害給付担当 ☎ 048-424-9139	すみやかに
<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費受給者証 未払い分の医療費の領収書 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの 	相続人等		すみやかに
<ul style="list-style-type: none"> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの 相続人が受給者と別世帯の場合は、関係のわかる戸籍謄本等 	相続人等		すみやかに
<ul style="list-style-type: none"> 未払い分がある場合は、配偶者または扶養義務者で受給者の死亡当時生計を同じくしていた方の振込口座がわかるもの 	相続人等		死亡した日から14日以内
※詳しくはお問い合わせください。	相続人等		死亡した日から14日以内
※詳しくはお問い合わせください。	加入者・年金管理者等		死亡した日から3年以内
亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	—	日本年金機構 川越年金事務所 川越市脇田本町8-1 U_PLACE 5階 ☎ 049-242-2657 またはねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	—
亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	—	※国民年金基金、厚生年金基金、農業者年金等から支払いを受けていた方や当該基金等に生前加入されていた期間がある方が亡くなられた場合は、当該基金等に必要手続きをご確認ください。	—

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
子ども	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 受給者変更の手続き ひとり親家庭医療受給者証の返還 	ひとり親家庭医療受給者や該当児童が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 受給者変更の手続き 児童扶養手当受給者証の返還 未払手当請求書 額改定届 	児童扶養手当受給者や該当児童が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 受給者変更の手続き 未払手当請求書 額改定届 	児童手当受給者や該当児童が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 受給者変更の手続き 子ども医療受給者証の返還 	子ども医療受給者や該当児童が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	保育園・小規模保育施設等に関する手続き	保育園・小規模保育事業所等を利用する児童または保護者が亡くなった場合
			保育料の納付が済んでいない場合
	<input type="checkbox"/>	学童クラブに関する手続き	学童クラブを利用する児童または保護者が亡くなった場合
			保育料の納付が済んでいない場合
<input type="checkbox"/>	小・中学校に関する手続き	小・中学校に在籍している児童生徒やその保護者が亡くなった場合	
		就学援助制度等の受給をしている場合または新たに申請する場合	

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。	市役所4階 ネウボラ課 手当医療担当 ☎ 048-424-9140	—
			—
			異動日の翌日から 起算して15日以内
			—
※詳しくはお問い合わせください。	児童の保護者 または相続人	市役所4階 保育サポート課 入所相談担当 ☎ 048-424-9130	—
			—
※詳しくはお問い合わせください。	児童の保護者 または相続人	市役所4階 保育施設課 施設整備担当 ☎ 048-424-9131	—
			—
※詳しくはお問い合わせください。	児童生徒の保護者	市役所4階 学校教育課 学務担当 ☎ 048-424-9148	—
			—

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
道路	<input type="checkbox"/>	道路・公共物占用権承継許可申請	占用許可を受けていた方が亡くなられた場合
図書	<input type="checkbox"/>	図書利用券及び貸出中の図書等	図書利用券及び貸出図書等の返却
犬	<input type="checkbox"/>	犬の登録事項変更届	犬の飼い主が亡くなられた場合、犬の登録事項変更届を記入し、提出してください。
浄化槽	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者変更報告書 浄化槽使用廃止届出書 	浄化槽の管理者が亡くなられた場合
農地	<input type="checkbox"/>	農地法第3条の3の規定による届出	相続登記を終了した農地の相続人は届出が必要です。
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道・下水道に係る届出	上下水道の使用者が亡くなられた世帯 使用者の変更や、使用の中止については、電話でご連絡ください。
			給水装置（上水道）の所有者が亡くなられた世帯 給水装置所有者変更届により新しい所有者へ変更してください。

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
道路・公共物占有権承継許可申請書	—	市役所2階 道路安全課 道路管理担当 ☎ 048-424-9133	—
・亡くなられた方の図書利用券 ・貸出図書等	ご遺族等	和光市図書館 本町31-1 3階 ☎ 048-463-8723	—
※詳しくはお問い合わせください。	新所有者	市役所6階 環境課 環境推進担当 ☎ 048-424-9118	所有者の変更があった 日から30日以内
・浄化槽管理者変更報告書 ・浄化槽使用廃止届出書 (市のホームページよりダウンロード可) ※詳しくはお問い合わせください。	新たな管理者・ ご遺族等		変更があった日から 30日以内
※詳しくはお問い合わせください。	相続登記を終了した 農地の相続人	市役所6階 産業支援課 農業委員会事務局 ☎ 048-424-9115	農地等の権利を取得す ることを知った時点か ら概ね10ヶ月以内
使用者変更日や使用中止日が特定 できるものをお手元にご用意くだ さい。	新使用者等	市役所2階 企業経営課 経営担当 ☎ 048-463-2151 ※令和8年度中に 移転予定です。 詳細は市のホーム ページをご確認 ください。	新使用者や使用中止日 が決まり次第すみやかに
※詳しくはお問い合わせください。	相続人	市役所2階 水道施設課 給水担当 ☎ 048-463-2153 ※令和8年度中に 移転予定です。 詳細は市のホーム ページをご確認 ください。	すみやかに

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
税金	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕車両等)の廃車・名義変更	該当車両所有者が亡くなった場合 ※該当の方には個別に案内文書を送付する場合があります。
	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届 ※該当の方には個別に案内文書を送付する場合があります。	軽自動車税の納税義務者が亡くなった場合
			市県民税納税義務者が亡くなった場合
			固定資産税都市計画税納税義務者が亡くなった場合 ※市外に固定資産をお持ちの場合は、所在する市区町村に届出してください。
			国民健康保険税の納税義務者が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	固定資産現所有者申告書 ※該当の方に後日、案内文書を送付します。	固定資産税都市計画税納税義務者が亡くなった場合
	<input type="checkbox"/>	市税・国民健康保険税の納税・還付	軽自動車税、市県民税、固定資産税都市計画税の納税が済んでいない場合は、お支払いください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税が済んでいない場合や還付がある場合は、通知書を発送します。		

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・窓口に来られる方の本人確認書類 ・譲渡証明書（名義変更の場合） ※上記以外に、戸籍謄本等が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	相続人	市役所2階 課税課 諸税担当 ☎ 048-424-9101	—
印鑑	相続人		—
印鑑	相続人	市役所2階 課税課 住民税担当 ☎ 048-424-9102	—
印鑑	相続人	市役所2階 課税課 資産税担当 ☎ 048-424-9103	—
印鑑	相続人	市役所1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 048-424-9127	—
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・相続人であることがわかる資料（亡くなられた方と相続人の戸籍謄本等） 	相続人	市役所2階 課税課 資産税担当 ☎ 048-424-9103	期限は案内文書内に記載
—	相続人等	市役所2階 収納課 【納税について】 徴収担当 ☎ 048-424-9105 【還付について】 納税管理担当 ☎ 048-424-9104	—
			—

和光市役所での手続き

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

区分	確認	手続き等	手続きが必要な場合・内容
税金	<input type="checkbox"/>	軽自動車(三輪・四輪)の 廃車・名義変更	該当車両所有者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪車(125cc超)の 廃車・名義変更	該当車両所有者が亡くなられた場合
	<input type="checkbox"/>	相続税の申告	相続税が発生する場合
	<input type="checkbox"/>	所得税準確定申告	亡くなられた方の所得税の申告が必要な場合
	<input type="checkbox"/>	医療費控除による税金の還付	医療費控除による税金の還付を請求する場合
遺品	<input type="checkbox"/>	遺品の処分	清掃センターへ持ち込む場合、清掃センターで処理できないごみがあります。詳しくはお問い合わせください。
			清掃センターに持ち込みできない場合は、個別有料収集を申し込み処分してください。(1回の収集は5点まで) 市委託業者が、自宅(ごみ集積所・玄関先)まで回収に伺います。
			多量のごみが発生する場合には、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者へご相談ください。 ※詳しくはお問い合わせください。

手続きに必要なもの	手続き可能な人	問い合わせ先	期限
※詳しくはお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 入間郡三芳町大字北永井360-3 ☎ 050-3816-3111	—
		関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼字下原兀688-1 ☎ 050-5540-2029	—
		朝霞税務署 朝霞市本町1-1-46 ☎ 048-467-2211	相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内 相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内
<ul style="list-style-type: none"> 死亡届の写し(死亡証明書) お亡くなりになった方とごみをお持ち込みになる方との関係がわかる書類(戸籍(附表)の写し等) ごみをお持ち込みになる方の本人確認書類(運転免許証、保険証等) 	和光市民だった方 のご遺族等	和光市清掃センター 下新倉6-17-1 ☎ 048-464-5300	—
—	和光市民だった方 のご遺族等	【申込先】 (株)勤労衛生 ☎ 048-461-1577	—
—	和光市民だった方 のご遺族等	【和光市一般廃棄物収集運搬許可業者について】 市役所6階 環境課 資源リサイクル担当 ☎ 048-424-9153 【収集方法について】 各和光市一般廃棄物収集運搬許可業者	—

委任状

記入例

太枠内を委任者が記入してください

記入日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇

様

私（委任者）は、

住 所 埼玉県和光市〇〇1 - 2 - 3

氏 名 和光 太郎

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日中につながりやすい電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

窓口に来る人（代理人）に、

住 所 東京都〇〇区〇〇〇4 - 5 - 6

氏 名 東京 花子

生年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

以下の手続きを委任します。

- ・ 〇〇〇〇の出生から死亡までの戸籍謄本各〇通の取得
- ・ 〇〇〇〇の住民票〇通の取得
- ・ 令和〇〇年度課税証明書〇通の取得
- ・ 〇〇〇〇の名義変更

※委任状すべての内容について、委任者が必ず自筆で記入してください。

※委任者の押印の要・不要や必要書類は、事前に提出先へ確認してください。

※委任内容について確認させていただく場合があります。

※代理人の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

※複数の手続きを委任する場合は、すべての手続きを記入してください。

【一般的な委任状】

委任状

太枠内を委任者が記入してください

令和 年 月 日

様

私（委任者）は、

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

日中につながりやすい電話番号

窓口に来る人（代理人）に、

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

以下の手続きを委任します。

※委任状すべての内容について、委任者が必ず自筆で記入してください。

※委任者の押印の要・不要や必要書類は、事前に提出先へ確認してください。

※委任内容について確認させていただく場合があります。

※代理人の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

※複数の手続きを委任する場合は、すべての手続きを記入してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

市役所以外の手続き

死亡に伴う市役所以外の一部の手続きは、以下のとおりです。各お問い合わせ先に連絡し、手続きを行ってください。なお、相続に関する詳細な手続きは、28 ページ以降をご確認ください。

対象	主な手続き	お問い合わせ先
生命保険など	死亡保険金の請求・入院請求金の請求	各生命保険会社
損害保険など	名義変更・解約	各損害保険会社
株式など	名義変更	各証券会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
インターネット		
電気・ガス料金		
ケーブルテレビ		
クレジットカード	故人の利用分の支払い・解約等	各契約会社
預貯金口座	口座凍結・解除の相談	各金融機関
失業等給付金（雇用保険）	雇用保険受給者が亡くなった場合の未支給分の請求	ハローワーク朝霞 ☎ 048-463-2233
遺言書	開封・検認	さいたま家庭裁判所 ☎ 048-863-8844
相続放棄	相続放棄の申し立て	
不動産登記	土地、家屋等の不動産登記・法定相続情報等（P.35 参照）	さいたま地方法務局志木出張所 ☎ 048-476-1230
恩給	未払い金等の手続き	恩給相談窓口（総務省） ☎ 03-5273-1400
国庫債券 （戦没者の遺族の方への特別給付金・特別弔慰金など）	記名変更	償還金支払場所（郵便局）
運転免許証	返還	朝霞警察署 ☎ 048-465-0110
在留カード・特別永住者証明書		東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259（代表）
森林	所有者の変更	森林の土地がある市区町村役場の林務担当

和光市無料相談のご案内

市民（在住・在勤・在学）限定
ご予約はこちら

市民活動推進課 相談消費者担当
☎048-424-9129

◎予約は、前月20日から受付開始。（休日のときは、翌開庁日から受付します。）
◎相談日、時間は変更になる場合があります。日程は広報わこう又は市ホームページからご確認ください。

相談	担当	予約	相談日 場所：市役所1階相談室	時間
法律	弁護士	要	月5回 第3土曜日、第4金曜日 他は変則日	1回30分 10:30～12:00 13:00～15:00 ※土は9:00～12:00
相続、離婚、近隣とのトラブルなど ※相談後、6か月間は再相談できません。				
年金・保険・労働	社会保険 労務士	要	月1回 第4金曜日のある週の 火曜日	1回40分 10:00～12:00
年金・社会保険・労働問題				
税務	税理士	要	月1回 第2水曜日	1回30分 13:00～16:30 10:00～12:00 上記時間内に市役所 6階市民活動推進課 までお越しください。
所得税、贈与税、相続税などの国税				
行政	行政相談委員	不要		
国、県、市など行政に対する苦情や意見、要望				
女性	女性心理 カウンセラー	要	月2回 第2、第4火曜日 ※令和7年2月は第2火曜日が祝日 のため、第3火曜日の18日となり ます。	1回45分 11:00～12:00 13:00～16:00
女性が抱える様々な悩み				
不動産	宅地建物 取引士	要	ご予約は048-468-1717へ	
不動産の売買、賃貸等の取引や活用 方法など(市内に不動産を所有している人も可)			月1回 第2金曜日	1回30分 10:00～12:00

ご予約は、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部 ☎048-468-1717 へ(平日のみ・水曜定休)。
また、空き家に関する相談のご予約・お問合せは、和光市都市整備課 ☎048-424-9145 へ。

和光市消費生活センター

消費者被害や業者とのトラブル、
商品・サービスに関する苦情、
多重債務など、消費生活に関する相談を
受け付け、問題解決のための助言や
あっせんをします。

☎048-424-9116

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:30～12:00、13:00～16:00

一人で悩まず、ぜひご相談ください！

契約や商品などで **困**ったときは



和光市消費生活センター HPはこちらから！

和光市消費生活センターへ

市役所の6階に「消費生活センター」があるのをご存じですか？

日常生活の中での、契約や商品についての困りごと、買い物トラブル、不審な電話や通知など様々なご相談を受け付けています。

お気軽にお電話、ご来訪ください。

専門の消費生活相談員がお待ちしています！

期限が切れる
還付金があるって電話が
あったけど、詐欺かしら？



通販サイトや
携帯電話会社をかたる
ニセ通知にログイン情報を入力
すると、アカウントを乗っ取
られるって本当？



©和光市

SNS広告のサプリを
注文したら高額請求されて、
業者に電話が繋がらないって
聞くけど、通信販売の注意点
を教えて！

直通

☎ 048-424-9116

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:30～12:00、13:00～16:00

ホットライン

消費者

☎ 188（イヤヤ）

月～土曜日 9:00～16:00
日・祝日（年末年始を除く）10:00～16:00

※市の消費生活センター閉所時は、他の相談機関につながります。

相談するときは

相談内容を整理しておきましょう

- いつ、どこで、どんなきっかけで、何を、いくらで購入（契約）したかをメモにまとめておくと分かりやすいです。

関係書類を手元に用意しましょう

- 業者の広告、チラシ、名刺、契約書、見積書、領収書、業者とのやり取りなどの携帯電話画面などを保存（スクリーンショット）して相談しましょう。

なるべく本人が相談しましょう

- きっかけや業者に言われたことなど、本人でないと問題点が分からない場合があります。

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

《期限別お手続き一覧》 家族が亡くなった時の手続き

期限	内容	手続き先	備考	
当日もしくは翌日	死亡診断書もしくは死体検案書を受け取り、 数枚コピーを取る	医師もしくは警察	相続人数+3枚ほどであるとよい。	
7日以内	死亡届の提出（葬儀社が行う場合あり）	死亡地、故人の本籍地もしくは届出人の住所地	死亡届の提出を葬儀社が行う場合は、提出先の自治体名をご確認ください。	
	死体火葬許可申請書の提出 （この許可証は死亡届を提出すると交付される）			
14日以内 （必要に応じて）	世帯主変更届の提出（故人が世帯主だったとき）	居住市町村	和光市民はP.5～参照	
14日以内	各種健康保険・介護保険の資格喪失届の提出	居住市町村または各健康保険組合		
2年以内	葬祭費もしくは埋葬料の支給申請 （各市町村により1万円～7万円もらえる）			
10日以内 （必要に応じて）	年金受給停止の手続き	各年金事務所	和光市民はP.9参照。	
5年以内 （必要に応じて）	遺族年金や死亡一時金（2年以内）受給の手続き			
すみやかに	故人が会社員で在職中に亡くなった場合	①健康保険資格確認書等の返却 ②社員証の返却 ③死亡退職届の提出 ④貸与物の返却 ⑤未払い給与、退職金、社内預金、自社持株等の清算 ⑥会社が求める書類（遺族厚生年金等の手続きを会社がする場合）の提出	勤め先	—
		⑦扶養家族は他医療保険制度に加入	国民健康保険等	—
2年以内		⑧埋葬料の請求	勤務時の健康保険組合	—
5年以内		⑨遺族厚生年金の請求（⑥で済みの場合あり）	勤務先を管轄する社会保険事務所	—

MEMO

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

期限	内容		手続き先	備考
すみやかに	故人が個人事業者だった場合	①個人事業者の死亡届出 手続き ②事業廃止届出 手続き	管轄の税務署	①②は個人の課税事業者が死亡した場合のみ。
1ヶ月以内		③個人事業の開業届出・ 廃業届出 手続き ④給与支払事務所等の 開設・移転・廃止の届出		詳しくは、国税庁のホームページを参照ください。
最短4ヶ月以内		⑤故人の事業を引き継ぐ ときは、所得税の青色 申告承認申請 手続き		e-Taxで申請可能。
取りやめをする年の 翌年の3月15日		⑥故人の事業の所得税の青色 申告の取りやめ 手続き		③と同時に出すとよい。
診療日翌月～ 2年以内	高額医療費の請求申請		居住市町村 または各健康 保険組合	和光市で国民健康保険及び 後期高齢者医療保険に加入 している人はP.7参照。
必要に応じて	賃貸住宅の場合は、解約もしくは契約 者名義変更		各契約先	—
	故人が住宅ローン返済中の場合は、契約 内容により支払口座変更、もしくは団体 信用生命保険（団信）による完済処理			完済処理の場合は、相続後 に抵当権抹消登記を行う。
	電気、ガス、水道、新聞、NHK等の支払 い方法変更もしくは停止			<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、死亡を知ったときに口座を凍結するので、電気、ガス、水道、通信等の支払口座の変更手続きを優先する。 使用停止になると困るものは、すみやかに契約者名、支払い方法の変更をする。
	固定電話、携帯電話、インターネット関 連、ケーブルテレビ等の契約者名、支払 い方法の変更もしくは停止			
クレジットカードの解約（引き落とし口座 が凍結されている場合は請求書が届くの で相続財産から支払う）		各カード会社		

MEMO

《期限別お手続き一覧》 家族が亡くなった時の手続き

期限	内容	手続き先	備考
4ヶ月以内	所得税の準確定申告	税務署	申告が必要もしくは還付金が得られるのは、 ①個人事業主、不動産賃貸業 ②公的年金年額400万円以上の人、多額の医療費を払った人 ③2ヶ所以上から給与をもらう人 ④給与や退職金以外の所得がある人
6ヶ月以内	故人が失業保険受給中だったときは、死亡当日までの給付を申請	ハローワーク	和光市民はP.22参照。
3年以内 (必要に応じて)	受取人指定の生命保険請求。支払い保険金の「据え置き」が有利なこともあり	各保険会社	—
必要に応じて	故人が国外在住で恩給を受けていたときは、総務省に届出をする	総務省	P.22参照。
	損害保険等の名義変更や解約	各損害保険会社	—
	パスポート返納 (悪用防止のため)	パスポートセンター	和光市民はP.5参照。
	運転免許証返納 (悪用防止のため)	警察署	和光市民はP.22参照。
	故人の契約が解約できない等、困ったときは消費生活センターに相談する	和光市消費生活センター ☎ 048-424-9116 ☎ 188 (いやや) 9時30分~12時、13時~16時	消費生活センターでは、消費者と事業者の間のトラブル解決のお手伝いをします。P.24参照。

MEMO

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

相続に係る手続き一覧

期限	内容		手続き先	備考
すみやかに	相続人を確定する書類 ※これらの書類は、使用時は原本を求められるが、手続きをすると返却してもらえる	①亡くなった方の戸除籍謄本（年齢によっては改製原戸籍謄本を含む、出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本と除籍謄本）	各本籍地から取得 （広域交付や郵送取り寄せ） ※4ページをご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要であり、相続手続きごとに確認される。 ・本籍地が複数ある場合は、最後の本籍地からたどって請求する。遠方の市区町村でも広域交付や郵送で取り寄せ可能。 ・相続手続き先が多数あるときは法務局の「法定相続情報証明制度」を利用すると便利。P.36参照。 ・法務局の「法定相続情報証明制度」では「法定相続情報一覧図」を無料で必要枚数もらえる。
		②相続人それぞれの戸籍謄本か抄本		
		③亡くなった方の住民票（除票）の写し	亡くなったときの居住市区町村で取得 （郵送取り寄せ可能）	
相続放棄は3ヶ月以内、相続税申告は10ヶ月以内なので早急に	遺言調査 ※遺言がなく、相続人が複数いる場合、遺産分割協議書により相続手続きをすることになる	自筆証書遺言書	自宅、家庭裁判所	自宅保管の自筆証書遺言書は家庭裁判所での検認が必要。勝手に開封すると、5万円以下の過料（行政上の罰則）。
		法務局で遺言書保管事実証明書の交付請求	法務局	—
		公証役場で遺言検索システムを調査	公証役場	—
	自筆証書遺言書がある場合の検認（法務局保管を除く）		被相続人の最後の住所地の管轄家庭裁判所	家庭裁判所に検認の申立をして、検認期日に出席後、検認済証明書を取得。
	戸籍調査と相続人確定		各本籍地	上記の「相続人を確定する書類」を参照。
	相続財産調査	プラスの財産については、通帳、郵便物等から調べ、必要に応じて残高証明を取得	自宅、金融機関	ネット銀行、ネット証券等についても調査。
マイナスの財産については、通帳、郵便物、カード等から調べ、必要に応じて信用情報機関に情報開示請求		自宅、金融機関、信用情報機関、市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・信用情報機関は分野別に3社あり。 ・税の滞納についても、居住市区町村で調べる。 	

相続に係る手続き一覧

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

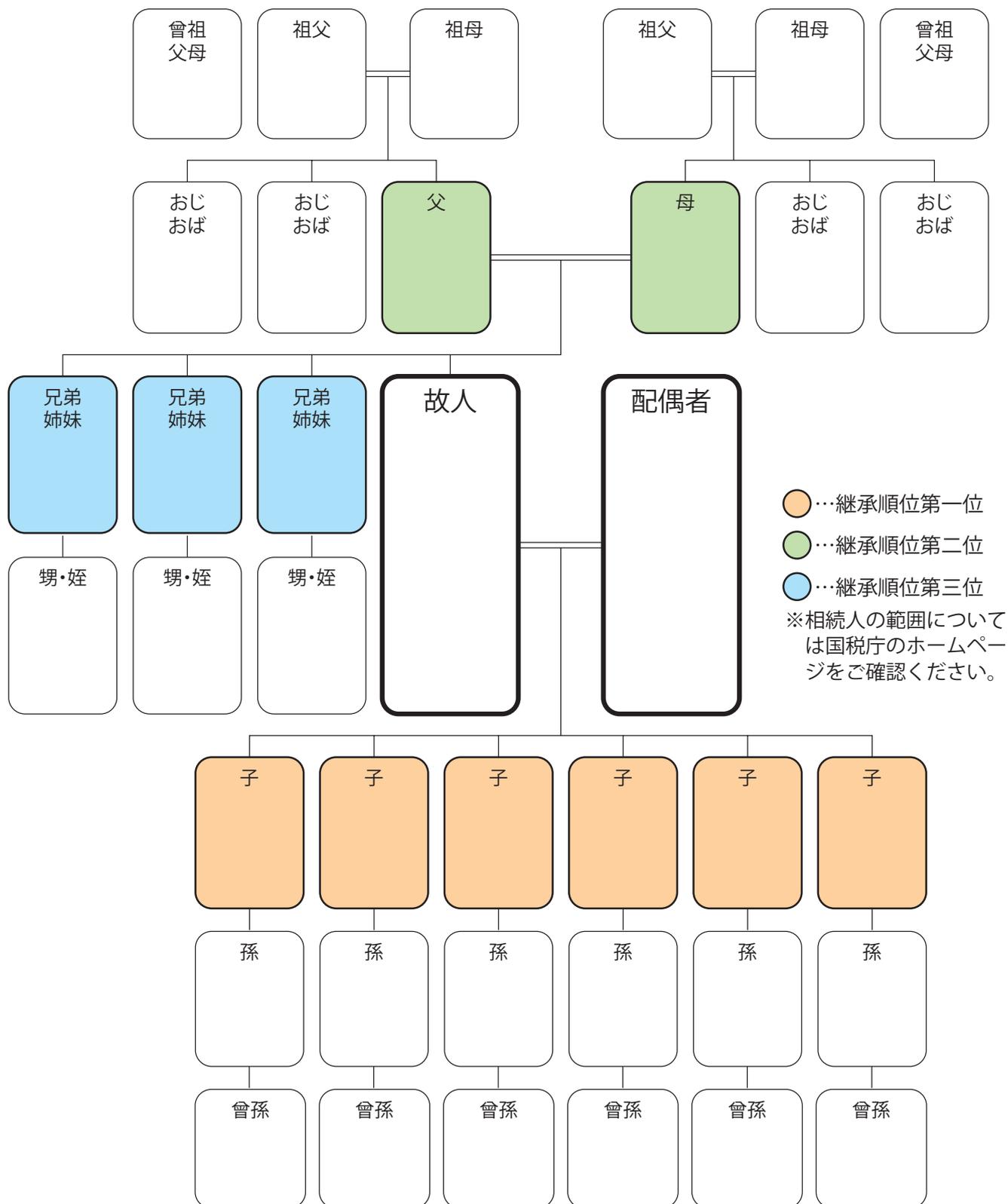
広告掲載事業者

期限	内容		手続き先	備考
死亡の事実を知ったときから3ヶ月以内	相続放棄	マイナスの財産が多いときは、相続放棄の手続きをする	被相続人の最後の住所地の管轄家庭裁判所	相続放棄をすると、相続次順位者が相続人に繰り上がるので要注意。
必要に応じて	相続放棄や遺産分割等について、和光市無料法律相談で弁護士に相談する【要予約】		市民活動推進課 ☎ 048-424-9129	相談後、6ヶ月間は再相談ができないため、疑問点を明確にして相談するとよい。P.23参照。
	遺産分割協議書	遺言がない場合、財産の名義変更、相続税の申告の手続きで遺産分割協議書が必要になる	全相続人で合議して、書類を作成	<ul style="list-style-type: none"> 書式は自由なので、個人でも作成可能。 遺言に協議による遺産分割が禁止されておらず、相続人と受遺者の全員と遺言執行者が同意していれば、遺言と異なる遺産分割をすることができる。 各種手続きで遺産分割協議書が必要なときは、相続人全員の期限内発行の印鑑証明が必要になる。 相続財産が不要の場合は、遺産分割協議書に反映させればよい。 国税庁ホームページに遺産分割協議書の記載例あり。
		相続人が1人だけのときや、遺言書どおりに遺産分割するときは作成不要		
		遺産分割協議書には、誰がどの資産をどのように相続するのかを書き、法定相続人全員分の部数を用意し、全部に相続人各自が自筆で署名し、実印を押印したものを各自が保存する		
	遺産分割は相続人全員の合意があれば法定割合どおりでなくともよい			
有効期限による	相続人を証明する書類	相続人全員の印鑑証明（数ヶ月以内発行等の要件があるので取得時期に注意）	各相続人が居住市区町村で取得	提出先ごとに要件があるので、それらを確認後に手配する。
10ヶ月以内（必要に応じて）	相続税の申告	和光市無料税務相談や無料税理士相談、税務署の相談コーナー等で相談して申告書類作成	税務署	国税庁HPの「相続税のあらまし」を参考にして「相続税の申告要否判定コーナー」を利用すると試算ができる。
		「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」等を使う場合でも申告が必要		小規模宅地の特例とは、自宅敷地（購入マンションの敷地）の330平方メートルまでが80%減税されること。
		相続税申告と納付		課税金額の合計額－基礎控除額（3千万円＋600万円×法定相続人の数）＝課税遺産総額

期限	内容		手続き先	備考
状況に応じてすみやかに	相続した預金、株式、投資信託の払い戻し、解約、名義変更等		各金融機関	各金融機関ごとに記入書類があるので事前にHPで要確認。
	相続した自動車の名義変更		陸運局	陸運局HPに、車の遺産分割協議書フォームあり。
1年以内	遺留分（法律上保障されている相続財産割合）侵害額請求権の行使	遺言により遺留分が侵害されている場合は、遺留分侵害額請求をすることができる	相続人、家庭裁判所	法定相続人（兄弟姉妹以外）に定められている相続財産割合を遺留分という。
遺産分割協議終了後3年以内	相続した土地、家屋の登記		法務局	2024年4月1日以後は3年以内の登記が義務化されたため、未登記の土地家屋は早めの対策が必要。P.35参照。
必要に応じて	故人が団体信用生命保険加入の物件を相続したときは、抵当権抹消の登記をする		法務局	—
	NTT電話加入権の相続もしくは廃止手続き（IP電話への変更後10年で電話加入権は消滅）		各NTT	—
	使用しなかった冠婚葬祭互助会の清算		各契約先	—

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

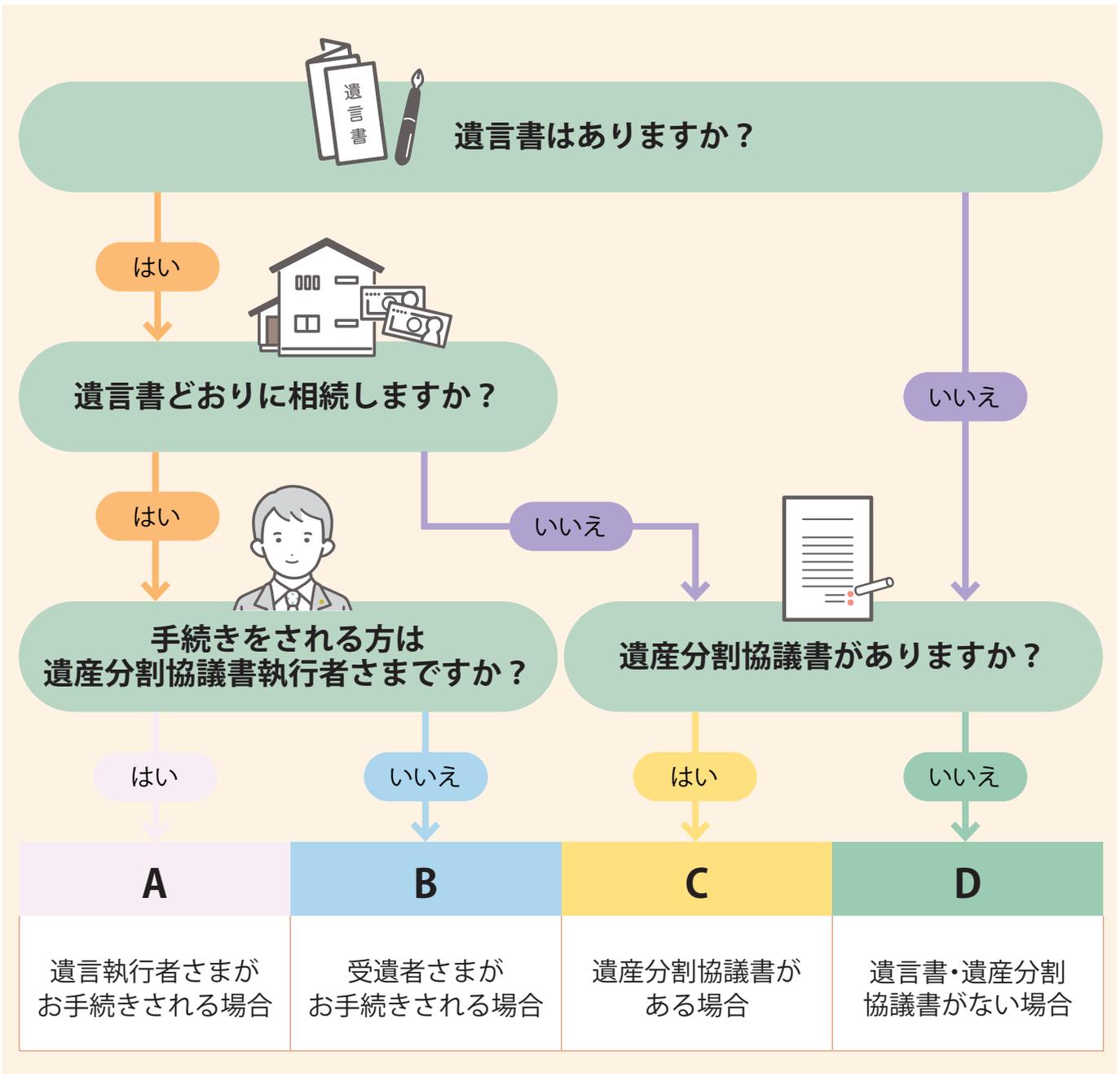
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">A</div> <div style="width: 50%; background-color: #add8e6; padding: 2px;">B</div> <div style="width: 50%; background-color: #ffff00; padding: 2px;">C</div> <div style="width: 50%; background-color: #90ee90; padding: 2px;">D</div> </div>	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
	各金融機関の必要書類	各金融機関
	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">A</div> <div style="width: 50%; background-color: #add8e6; padding: 2px;">B</div> </div>	遺言書(原本)	ご遺族
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">A</div> <div style="width: 50%; background-color: #add8e6; padding: 2px;">B</div> </div>	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 100%; background-color: #ffff00; padding: 2px;">C</div> </div>	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; background-color: #ffff00; padding: 2px;">C</div> <div style="width: 50%; background-color: #90ee90; padding: 2px;">D</div> </div>	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 100%; background-color: #90ee90; padding: 2px;">D</div> </div>	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となりました。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

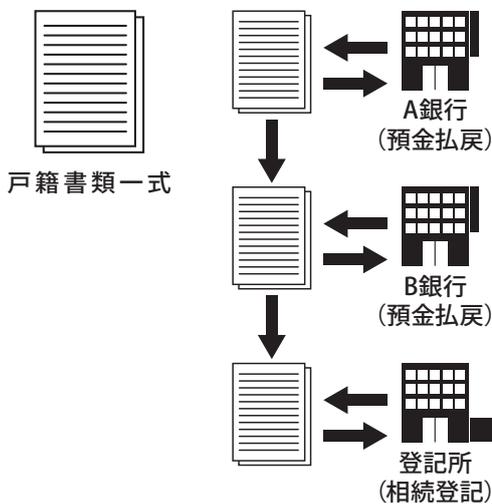
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

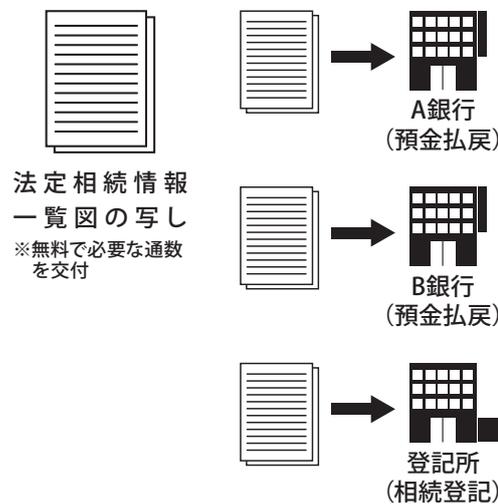
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職等にお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

改葬許可申請書に関する問い合わせ先

戸籍住民課 住民担当

☎ 048-424-9112

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

面倒な相続・遺言の手続は
 いろいろ
彩 相続相談所へお任せください！

相続・遺言に関してこんなお悩みはございませんか？

- ・遺言は作った方が良いの？
- ・遺言書ってどう書けばいいの？
- ・必要な書類は何？
- ・遺産分割協議書って何？
- ・財産の名義変更ってどうやるの？
- ・税金はどうなるの？
- ・いつまでに何をすればいいの？
- ・どこに相談すればいいの？
- ・何から手を付ければ良いの？

彩相続相談所なら、行政書士、弁護士、司法書士、税理士などの各専門家が連携して
お悩みを解決いたします！！

毎週日曜日に無料相談会実施中！（予約制）

開催日時・場所等の詳細についてはお問い合わせください。



いろいろ

彩 相続相談所

運営事務局

行政書士藤田孝久事務所
 行政書士 藤田 孝久
 埼玉県坂戸市緑町 29 - 12
 エクレール緑町 106
 電話 049-236-3830 携帯 090-2415-5968

＼ お問い合わせはお気軽にどうぞ！ ／



行政書士の藤田です。



HPはこちらから



竹田光宏 税理士事務所

- 相続税申告 ● 贈与税申告 ● 所得税準確定申告



朝霞市・和光市を中心とした地域密着型の税理士事務所です。

必要に応じて司法書士等と連携を取りながら円滑な相続手続きをお手伝いいたします。

当事務所では所長が直接対応させていただきます。(ZOOM等を利用した面談も可能です)

竹田光宏税理士事務所 〒351-0114 埼玉県和光市本町2-6 レインボープラザ502 **和光市駅徒歩3分**

TEL 048-423-7841 平日 9時～18時

FAX:048-423-7842 MAIL:takeda-tax@tkcnf.or.jp URL:https://takedatax.net/



ご相談は初回80分無料です。

相続手続き

に関するご相談なら

「和光市」の司法書士加賀屋パートナーズへ

複雑でわかりにくい相続手続きをトータルサポート

不動産の相続登記、遺産分割協議へのアドバイス、
預貯金・株式の処分、国債の承継、相続人・相続財産の調査等に対応致します。



相続プランのご提案

300件を超える相続問題の相談経験の下、ご家族の実情にあった、相続プランをアドバイス。相続手続きはもちろん、相続後の財産処分(価値のない不動産も含む。)もアドバイス。



相続手続きの実績豊富

相続関係が複雑、20名を超える相続人、全く面識がない相続人の存在、全国人に相続人が分散、未成年者がいる相続等の困難案件を解決。



広範囲なネットワーク

税理士、弁護士、行政書士、社労士、福祉関連・残置物処理・不動産業者等と連携し、相続手続きと相続手続き後の問題に対応。

初回相談80分無料・出張対応可能。ぜひご予約を。

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ 048-424-5835

※お気軽にお問い合わせください。

司法書士加賀屋パートナーズ

埼玉県和光市本町2番6号レインボープラザ405
和光駅南口徒歩2分 イトーヨーカドー和光店そば
営業時間: 平日午前9時~午後20時
土曜日午前10時30分~午後18時



代表司法書士 原 邦治

司法書士加賀屋

検索

相続と終活、こんな心配事はありませんか？



そのお悩み、オンラインでワンストップ解決！

相談は無料

最適な専門家を紹介



何度でも相談OK

スマホで相談可能*

- 相続手続き
- 遺言書作成
- おひとりさまの身元保証・死後事務支援
- 家族信託
- お墓
- 売れない・貸せない不動産
- 介護施設選び
- 保険の見直し
- 墓じまい
- 遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！



通話無料 **0120-948-644**

Webで申し込む ▶



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。

親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

和光市役所での手続き

市役所以外の手続き

期限別お手続き一覧

相続に係る諸手続き

広告掲載事業者

発行 和光市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年11月

